

廃棄物の不法投棄防止及び処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の不法投棄（以下「不法投棄」という。）の防止に関する事項及び不法投棄された廃棄物（以下「不法投棄廃棄物」という。）の処理に関する事項を定め、地域の環境衛生の向上に資することを目的とする。

(不法投棄の防止対策)

第2条 不法投棄の防止対策として、環境局は次の事業等を実施する。

(1) 廃棄物不法投棄台帳の作成

生活環境事業所長は、不法投棄の実態及び処理経過を把握するため、廃棄物不法投棄台帳（1号様式）（以下「台帳」という。）を作成し、不法投棄に関する調査、指導、処理等の内容について記録・整理するものとする。

(2) 定期巡回監視の実施

環境衛生指導員及び生活環境推進担当職員（以下「環境衛生指導員等」という。）は、毎月、日を決めて不法投棄常習場所の巡回監視を行い、不法投棄の状況を把握するものとする。

(3) 随時巡回監視の実施

環境衛生指導員等は、台帳に基づいて、不法投棄防止の巡回監視を随時実施するものとし、特に、過去の事例で不法投棄が常習的に行われていた場所（以下「不法投棄常習場所」という。）の巡回監視を頻繁に行い、不法投棄の未然防止に努めるものとする。

(4) 不法投棄防止強化月間の実施

不法投棄が多発する11月及び12月を廃棄物不法投棄防止強化月間とし、環境衛生指導員等は、当該期間には月4回以上の不法投棄防止の巡回監視を実施し、生活環境事業所長は、関係機関に協力を求め不法投棄の未然防止を図るものとする。

(5) 巡回監視の結果報告

前3号の場合において環境衛生指導員等は、当該巡回監視の結果について、不法投棄巡回監視報告書（第2号様式）により生活環境事業所長に報告するものとする。生活環境事業所長は、当該監視の結果を不法投棄報告書（第3号様式）により、当月分を翌月10日までに廃棄物指導課長へ報告するものとする。

(6) 市政だより等による広報

廃棄物指導課長は、不法投棄が生活環境に与える影響・不法投棄防止に関する事項及び不法投棄を発見した場合の通報先を市政だより等により広報するものとする。

(7) 関係業界等への要請

廃棄物指導課長は、必要に応じ関係業界等に対し不法投棄防止の意識高揚を呼びかけ、文書等により不法投棄防止の協力を要請するものとする。

(8) 空き地等の適正管理の指導

廃棄物指導課長及び生活環境事業所長は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（以下「条例」という。）第41条の規定に基づき不法投棄常習場所の土地の所有者

又は管理者に対して廃棄物不法投棄防止の主旨を説明し、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(9) 不法投棄防止等の看板の掲出要請

生活環境事業所長は、必要に応じ不法投棄常習場所の土地の所有者又は管理者に対し不法投棄防止等の看板の作成及び掲出を要請するものとする。

(廃棄物不法投棄等防止連絡協議会の設置)

第3条 不法投棄及びごみの散乱等の未然防止を図り、関係者による協力体制を強化するため、関係機関及び関係局による廃棄物不法投棄等防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会の組織、運営等については、別に定める。

(不法投棄等の苦情・連絡に対する措置)

第4条 生活環境事業所長は、市民から不法投棄について苦情又は連絡を受けた場合は、環境衛生指導員等を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣された環境衛生指導員等は、現場の確認・証拠類の保全等を行い不法投棄者の特定に努めるものとする。

(不法投棄者を発見した場合の措置)

第5条 環境衛生指導員等が不法投棄者を発見した場合は、不法投棄者に対し、不法投棄廃棄物を即時撤去し、原状を回復するよう指導するものとする。なお、指導により目的を達せられない場合は、不法投棄者を推定することのできる車両ナンバー等を確認し、所属長に報告するものとする。

(土地の所有者又は管理者による撤去)

第6条 生活環境事業所長は不法投棄者が不明の場合は、不法投棄された土地の所有者又は管理者に対し、不法投棄廃棄物の撤去を要請するものとする。

(緊急を要する撤去)

第7条 廃棄物が不法投棄された場合で生活環境の保全上緊急に撤去する必要がある場合は、廃棄物指導課、生活環境事業所及び土地の所有者又は管理者で協議し撤去するものとする。

(不法投棄物の処理又は処分)

第8条 生活環境事業所長は、不法投棄廃棄物が環境局の施設において処理又は処分が可能かを確認し、廃棄物指導課長に連絡するものとする。

2 廃棄物指導課長は、生活環境事業所長から環境局の施設において処理又は処分が不可能な不法投棄廃棄物の連絡を受けたときは、必要に応じて廃棄物処理許可業者等に処理又は処分を委託するものとする。

(不法投棄廃棄物の撤去時の措置)

第9条 生活環境事業所長は、不法投棄廃棄物を撤去する場合、調査・確認を行い、伝票・手紙等から不法投棄者の特定に努めるものとし、液状物の不法投棄又は車両を使用した大量の不法投棄等の悪質と思われるものについては、廃棄物指導課長に連絡するものとする。

(告発)

第10条 悪質な不法投棄者を特定した場合は、原則として告発するものとする。告発する場合は、事前に警察署に告発したい旨の申し出をし、諸手続きにつき指導を受けるものとする。告発文書の起案は、廃棄物指導課が行う。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(第1号様式)

廃棄物不法投棄台帳

生活環境事業所

不法投棄巡回監視報告書番号

年度 _____ (P 1)

年月日・場所	平成 年 月 日(火)・ 区		
投棄場所の状況		投棄者の推定	主な投棄物
道路沿い	工場・会社等の塀沿い	事業系(業種等)
団地等の周囲	空き地及びその周囲	ホームレス
公園の周囲	ごみ集積所	近隣住民
高架下	農地	その他
河川敷	その他	
不法投棄防止看板 (有・無)			調査内容・指導等
住民の監視協力者 (有・無)		
住所		
氏名		
電話		
定期・不定期投棄の確認(同一人物か否か)		
情報提供者		
住所		
氏名		
電話		

(第2号様式)

担任	係長	所長

年 月 日

不法投棄巡回監視報告書

年月日・年度・	平成 年 月 日 () ・ 年度	
調査員氏名		
投棄場所地番	区 町 丁目 番地	
投棄場所状況		
	土地の占有者 管理者	氏名 住所
区 町 丁目 番地		
廃棄物の内容 (品名・量等)		
証拠品		
撤去不能物 (品名・量等)		
措置 (処理経過等)		

投棄推定日及び時間	平成 年 月 日 () 時頃
現場状況等(写真添付の時は、撮影年月日、撮影者、略図、撮影方向等を記録)	

